

(案)

下水道展にかかる大阪市ブースのデザイン等業務委託

募集要項（公募型プロポーザル）

令和6年11月

大阪市建設局

下水道展にかかる大阪市ブースのデザイン等業務委託募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

下水道展にかかる大阪市ブースのデザイン等業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と事業概要

公益社団法人日本下水道協会が主催する下水道展は、下水道事業の管理者である地方公共団体等を対象に、全国の下水道関連企業の技術開発の成果等に基づき、下水道に関する幅広い分野の最新技術・機器等を展示、紹介するとともに、一般の方々に下水道について理解と関心を持っていただくことを目的として毎年開催している国内最大規模の総合展示会である。

令和7年度は「下水道展‘25 大阪」（以下「本展示会」という。）がインテックス大阪において開催され、本市の下水道事業をPRするため大阪市ブースを出展する。

一方、同年は大阪・関西万博が開催され、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに世界中の国々や企業、団体が参加し、それぞれの知識やアイデアを共有し、未来の社会における課題を解決するための新しい技術等が紹介される。

本業務は、大阪・関西万博のテーマの下、「未来の下水道」をコンセプトに持続可能な社会の実現を目指して、大阪市の下水道事業の取り組みを体験・体感型の展示等で紹介し、下水道の重要性を理解していただくとともに、下水道の20～30年後の未来像を描き、下水道の新たな技術や役割、可能性を伝え、下水道の未来を思い描き、想像していただくことを目的としている。その目的を達成するため、民間事業の持つノウハウや幅広い知識と経験、専門性を活用するため、民間事業者から広く企画提案を募集する。

(2) 業務内容

具体的内容については、別紙「特記仕様書」を参照のこと。

(3) 事業規模（契約上限額）

金 22,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

令和7年4月1日（火）から令和7年9月30日（火）まで

(5) 履行場所

大阪市住之江区南港北1-5-102
インテックス大阪

(6) 費用分担

本市は、下水道展にかかる大阪市ブースのデザイン等業務委託契約に基づき業務委託料を負担し、当該業務委託料以外の費用は負担しない。当該業務委託料には、受注者が別紙「特記仕様書」記載の業務を遂行するにあたって必要となる費用が含まれるものとする。

3 応募資格

応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人とする。一部業務の再委託は本市が認める範囲で可能とする。

応募者は以下の参加資格要件を参加申請時に満たしていなければならないが、当該要件を満たしていない応募者の応募は認めないものとする。また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

公募型プロポーザル参加申請時において、次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (4) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (5) 平成 31 年度以降、展示会等のイベントにおいて 50 m²以上のブースのデザインから展示物の制作、設営、撤去までを行った業務の元請による契約実績を有していること。
- (6) 令和 4・5・6 年度大阪市入札参加有資格者名簿（物品供給等・業務委託）種目「04：映画等制作・広告・催事、印刷」「03：催事」「01：総合イベント」において登録されていること。
- (7) 複数事業者による共同体にあたっては、構成員すべての事業者が上記（1）～（6）の要件を満たし、かつ、次の要件も満たしていること。

※（5）、（6）の要件については、代表者のみに適用する。

ア 各事業者は、共同体の代表者となる事業者（代表者）を決め、全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同体の代表者を定め、その者が提案書の提出を行うこと。

なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とする。

イ 参加申請書類提出後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は原則として認めない。

ウ 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

エ 単独で応募した事業者は、共同体の構成員となることはできない。

オ 各構成員は、複数の異なる共同体の構成員となることはできない。

4 スケジュール（予定）

・公募開始	令和 6 年 11 月 22 日（金）
・質問受付締切	令和 6 年 12 月 13 日（金）
・質問に対する回答	令和 6 年 12 月 19 日（木）
・参加申請関係書類の提出期限	令和 6 年 12 月 26 日（木）
・参加資格決定通知および参加者番号交付	令和 7 年 1 月 8 日（水）
・企画提案書の提出期限	令和 7 年 1 月 16 日（木）
・プレゼンテーション	令和 7 年 1 月 28 日（火）

- | | |
|------------|-----------------|
| ・選定結果通知 | 令和7年 2月 6日 (木) |
| ・契約締結・事業開始 | 令和7年 4月 1日 (火) |
| ・業務完了 | 令和7年 9月 30日 (火) |

5 応募手続き等に関する事項

(1) 質問の受付・回答

ア 受付期間

令和6年11月22日(金)～令和6年12月13日(金)17時30分まで(必着)

イ 受付方法

「質問書」【様式1】により「10 その他(3) 提出先、問い合わせ先」に記載のメールアドレス宛てに送付すること。

なお、件名は「【質問:下水道展にかかる大阪市ブースデザイン等業務委託(会社名)】」とすること。

※電話や口頭での質問及び、締め切り以降の質問は受け付けない。

ウ 回答

質問に対する回答は、令和6年12月19日(木)に建設局ホームページに掲載する予定。

(2) 参加申請手続き及び参加資格結果通知

ア 提出書類

(ア)公募型プロポーザル参加申請書【様式2-1または2-2】

(イ)公募型プロポーザル参加にかかる誓約書【様式3】

(ウ)共同事業体届出書兼委任状(共同体での参加の場合のみ)【様式4】

(エ)類似業務実績【様式5】

(オ)会社概要書【様式自由】

業務内容などが記載されたもの。パンフレット等も可とする。

※共同体での参加の場合、(イ)、(オ)は各構成員分提出すること。

イ 提出期限

令和6年12月26日(木)17時30分まで(必着)

ウ 提出方法

持参のほか郵送(宅配可)によること。

ただし、郵送(宅配)の場合は配達までの過程の記録が確認できるものにする。

エ 参加資格審査結果通知・参加者番号の交付

すべての参加申請者に対し、令和7年1月8日(水)に、【様式2-1または2-2】に記載された担当者メールアドレスあてに通知する。

交付された参加者番号は、企画提案書等の全頁の右上に「No.〇」と付すこと。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書

・企画提案書は、原則A4版とするが、やむを得ずA3版を使用する場合は、Z折りによりA4サイズに折りたたむこと。

・企画提案書の枚数は、表紙、目次を含めず15ページ以内とし、両面印刷すること。
なお、A3版を使用する場合は、1面を2ページと換算する。

・企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。

- ①本業務に対する考え方、実施方針（全体）
- ②平面図
- ③イメージパース
- ④特記仕様書（4 企画展示内容の詳細）の提案
- ⑤業務工程表（全体） A4 1枚

イ 業務実施体制

本業務全体の実施体制、展示ブースの運営・管理体制及び緊急事態が発生した場合の具体的な連絡体制を記載すること。

ウ 経費見積

経費見積書の作成に当たっては、経費の内訳及び積算（単価や数量等）がわかるように記載すること。なお、契約上限額を上回る金額での提案は無効とする。

(2) 提出部数

正本（記名・代表者印を押印したもの）1部と副本10部とする。副本についてはマスキング等の処理により、事業者を特定できる箇所（事業者名・所在地・代表者名・ロゴマーク、役職名、個人名等）の記載がないものとする。

また、副本のうち9部はステープラーを用いて製本し、残る1部についてはクリップで綴じるなど、製本されていない状態で提出すること。

(3) 提出期限

令和7年1月16日（木）17時30分まで（必着）

(4) 提出方法

持参のほか郵送（宅配可）によること。

ただし、郵送（宅配）の場合は配達までの過程の記録が確認できるものにする。

(5) その他

提出後の企画提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。

提出書類の全頁の右上に交付された参加者番号（「No.○」）を付すこと。

7 プレゼンテーション

企画提案に関する書類を提出した事業者ごとに企画のプレゼンテーションを行う。
なお、プレゼンテーションに出席しない場合は、応募を辞退したものとみなす。

(1) 実施日時・実施場所（予定）

日付：令和7年1月28日（火）

場所：大阪市建設局 第6 共通会議室

※参加者数により実施日が複数日になることがある。

(2) 内容・方法

企画提案書など提出資料を使用し、企画提案について口頭にて説明を行うこと。

プレゼンテーションにはパワーポイント等の機材は使用できない。

資料の変更・追加は認めない。

参加人数は1者あたり3名以内とする。

※時間等の詳細は、事前に連絡する。

8 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。評価点の配点は以下のとおりとする。

審査項目	審査基準	配点
理解度	・本業務に対する考え方、実施方針（全体）において、事業の趣旨、目的を理解した提案内容となっているか。	10
企画内容の充実度	・展示内容が下水道への興味や知的好奇心を引き出し、学習意欲を喚起する魅力的な内容となっているか。 ・体験型展示が下水道の仕組みや水質保全等に沿ったテーマであり、理解を深める内容となっているか。 ・街歩きイベント（ブース外イベント）企画が下水道展会場への集客につながる企画となっているか。 ・下水道展会場への集客につながるよう広報媒体の特性を活かした具体的かつ効果的なPR方法や内容となっているか。 ・ブース全体が別図「未来の下水道」の展示物とバランスの取れた展示となるように提案されているか。 ・下水道シンポジウム及びパネルディスカッション、ワークショップの募集、進行及び運営が充実した提案内容となっているか。 ・ノベルティグッズが魅力的で下水道への興味や来場者の喜ばれるものとなっているか。	60
実現性	・技術的に実現性があるか。 ・業務工程表の実施スケジュールは余裕のあるものになっているか。 ・業務実施体制は責任者及び人員が適正に配置され、提案内容を確実に実行できる体制になっているか。	20
経済性	・経費見積書は提案内容に見合う積算となっているか。	5

類似業務の実績	・平成 31 年度以降、展示会等のイベントにおいて 50 m ² 以上のブースのデザインから展示物の製作、設営、撤去までを行った業務の元請けによる契約実績（履行中のものを除く）が豊富か。（実績数 5 つで満点とする）	5
合計		100

(2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、学識経験者等で構成する選定会議の意見を受けて選定する。
- イ 選定会議では、審査基準に沿って企画提案書類及びプレゼンテーションの審査を行う。
- ウ 選定委員 1 名あたりの評価点は 100 点とし、選定委員の評価点の平均が 60 点に満たない場合、または審査項目の各審査基準に 1 つでも 0 点がある場合は、受託予定者として選定しないこととする。
- エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数ある場合は、次のとおり決定する。
- (ア) 「企画内容の充実度」の評価点が高い者を受託予定者とする。
- (イ) 「企画内容の充実度」の評価点と同じ場合は「理解度」の評価点が高い者を受託予定者とする。
- (ウ) 「理解度」評価点も同じ場合は「実現性」の評価点が高い者を受託予定者とする。
- (エ) 「実現性」の評価点も同じ場合は「経済性」の評価点が高い者を受託予定者とする。
- (オ) (エ)において、なお複数ある場合は、くじ引きにより決定する。
- オ 参加者が 1 者であっても選定会議にて審査を行い、審査結果により当該参加者を契約相手方とする。

(3) 失格事由

- 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- カ 経費見積書の見積金額が契約上限額を上回ること

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、決定後速やかに全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

9 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、特記仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。なお、検査は契約期間内に実施する。

(3) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(4) 再委託について

ア 受注者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務手法の決定及び技術的判断等について再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ 受注者は、業務を再委託する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(5) その他

ア 原則として、提案した事業内容を実施しなければならないが、発注者との協議により修正する場合がある。

イ 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

10 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

ウ すべての企画提案書は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、本業務の用途以外に参加者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。

オ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係

暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

カ 本業務のために新たに作成された、イラスト、デザイン等の著作権は発注者に帰属する。ただし、成果品に受注者または他者が既に著作権を保有しているもの（以下「著作物」という。）が組み込まれている場合、当該著作物の著作権は、受注者または他者に帰属するものとする。この場合、受注者は発注者に対し、当該成果品を発注者が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で承諾し、または他者の承諾を得るものとする。

キ 本成果品にかかる著作権（上映、頒布、貸与、複製、公衆送信及び二次利用権を含む）は発注者に帰属する。

ク 本プロポーザルは受注候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務については、発注者と協議を行い策定した仕様に基づき実施するため、必ずしも提案内容に沿うものではない。

ケ 企画提案書の提出は、1者につき1案のみとする。

コ 本プロポーザルにかかる契約の締結は、令和7年度予算の成立を条件とする。予算が成立せず契約締結を行わない場合に、受注予定者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しない。

(2) その他

ア 下水道展が何らかの事情で中止となった場合は契約締結を行わない。また、契約締結までに契約予定者において費用が発生している場合においても、本市はその費用について一切負担しない。

イ 契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(3) 提出先、問い合わせ先

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10

ATCビル ITM棟6階

大阪市建設局 下水道部調整課（担当：中川・高田）

電話 06-6615-7586

Fax 06-6615-7690

メールアドレス la0086@city.osaka.lg.jp

受付時間：土日、祝日、年末年始を除く午前9時00分から午後5時30分までとする。